

定時見積合せにおけるくじの方法

定時見積合せにおいて、最低価格の見積をした者が2者以上あるときは、見積書に記載された任意のくじ番号（3桁）を用いて、以下のとおり、くじにより契約の相手方に最もふさわしい者を決定します。

1. 見積者は、あらかじめ見積書に任意の「くじ番号」（000～999の3桁）を記載します。
「くじ番号」の記載がない場合（正しく記載されていない場合を含む）は、「000」とみなします。
2. 以下の手順により、くじを行います。
 - （1）くじの対象となる者を競争入札有資格者名簿の登録番号の小さいものから順に並べ、0から順に「抽選番号」を付与します。（順番に0→1→2→3…と順次決定する。）
 - （2）くじの対象となる者の任意の「くじ番号」の合計を、くじの対象者数で除算します。この時の余りの数字を「当たり番号」とします。
 - （3）上記（1）の「抽選番号」と「当たり番号」が一致する業者を、契約の相手方とします。

（例）最低価格の見積をした者が3者ある場合

- （1）くじの対象となる者を競争入札有資格者名簿の登録番号の小さいものから順に並べ、0から順に「抽選番号」を付与します。

業者名	任意のくじ番号	登録番号（8桁）	抽選番号
A社	202	00001234	0
B社	567	00002345	1
C社	999	00003456	2

- （2）「くじ番号」の和を求め、くじの対象者数で除し、余りを算出します。

$$202(A社) + 567(B社) + 999(C社) = 1768$$

$$1768 \div 3 (\text{者}) = 589 \text{ 余り } 1$$

余りの数字「1」を「当たり番号」と決定

- （3）契約の相手方に最もふさわしい者の決定

業者名	抽選番号	決定
A社	0	
B社	1	契約の相手方
C社	2	

←「抽選番号」と「当たり番号」が一致

※B社が契約の相手方に決定